

令和6年度 通常総代会 議案書



令和7年3月19日

大江口土地改良区

令和6年度 通常総代会 次第

1. 開 会

2. 理事長 あいさつ

3. 議長選任について

4. 議事録記名人選任について

5. 監査報告について

6. 議 事

議案第 1 号 定款の一部改正について

議案第 2 号 規約の一部改正について

議案第 3 号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

議案第 4 号 監査細則の一部改正について

議案第 5 号 令和 5 年度 事業報告承認について

議案第 6 号 令和 5 年度 財産目録承認について

議案第 7 号 令和 5 年度 一般会計収支決算承認について

一般会計正味財産増減計算書

一般会計貸借対照表

議案第 8 号 令和 7 年度 役員等の報酬及び費用弁償等の議決について

議案第 9 号 令和 7 年度 組合費の賦課徴収の議決について

議案第 10 号 令和 7 年度 積立金の繰替運用の議決について

議案第 11 号 令和 7 年度 金銭預入先金融機関の議決について

議案第 12 号 多面的機能支払交付金事業の事務受託について

議案第 13 号 令和 7 年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業実施の議決について

議案第 14 号 水利施設等保全合理化事業の実施について

議案第 15 号 令和 7 年度 一般会計収支予算議決について

議案第 16 号 賦課金の不納欠損処理について

7. その他

8. 閉 会

監 査 報 告 書

定款第 24 条により、土地改良区の業務・会計及び経理の状況等を監査したので、その状況を下記のとおり報告する。

記

監 査 年 月 日	令和 6 年 6 月 28 日	令和 7 年 1 月 28 日
監査対象年度	令和 5 年度 (決算監査)	令和 6 年度 (中間監査)
結 果	適正に運営されている。	

令和 7 年 3 月 19 日

総括監事 小川 洋一郎

監 事 丸 山 茂

監 事 吉 田 敏 夫

改 正 後	現 行
大江口土地改良区定款 第4条 略 2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、<u>その事業を害しない範囲内</u>で次に掲げる事業を行う。 (1) <u>多面的機能支払にかか</u>る妙高市広域協定運営委員会、<u>矢代広域農地保全会に参画し、保全活動を行う事業</u> (2) <u>農地中間管理事業</u> 3 この土地改良区は、第1項第1号及び前項の事業を行うに当たり、<u>当該組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。</u> 4 略 第22条 略 2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 第27条 略	大江口土地改良区定款 第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、維持管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 (1) 地区全域にわたるかんがい排水施設及び農道の維持管理 (2) 農地又はその保全もしくは、利用上必要な施設の災害復旧 2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、次に掲げる<u>土地改良事業</u>を行う。 (1) <u>農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業</u> (2) <u>農地中間管理機構から委託を受けて行う事業</u> 3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。 第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。 2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 第27条 第4条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業

改 正 後	現 行
2 <u>前項</u>の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるとための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地全部につき地積割に賦課する。 【定款付属書】 大江口土地改良区総代選挙規程 第 2 6 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 1 8 条第 1 項<u>規定</u>の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 1 8 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。 第 2 7 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、<u>前条</u>の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 以内であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の 3 分の 2 に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。	の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 2 <u>前、各</u>項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるとための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地全部につき地積割に賦課する。 【定款付属書】 大江口土地改良区総代選挙規程 第 2 6 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 1 8 条第 1 項<u>規程</u>の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 1 8 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。 第 2 7 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、<u>前項</u>の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 <u>未満</u>であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の 3 分の 2 に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

改 正 後		現 行
【定款付属書】 大江山土地改良区役員選任規程		【定款付属書】 大江山土地改良区役員選任規程
第1条 略		第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。 (1) 組合員でない者 (2) 法人 (3) 未成年者 (4) 破産者で復権のできないもの (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
2 組合員でない役員の選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、 <u>役員</u> の被選任権を有しない。		2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、 <u>監事</u> の被選任権を有しない。
第5条 略		第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。
2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、土地改良区総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者（各選挙区から2名）をもって構成する推薦会議において被選人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。		2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、土地改良区総代選挙規程第2条2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者（各選挙区から2名）をもって構成する推薦会議において被選人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。
第8条 略		第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。
2 略		2 土地改良区は、前項の請求があつたときには、速やかに投票用紙を交付する。
3 総代は、前項で交付された投票用紙に <u>賛否を記載</u> し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。		3 総代は、前項で交付された投票用紙に <u>候補者の氏名を自置</u> し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。
4 略		4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、封入されている投票用紙を総代会まで誠実に保管しなければならない。

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江山土地改良区

理事長 早 津 修 一

改 正 後	現 行
大 江 口 土 地 改 良 区 規 約 第 2 章 会 議 第 1 節 総 代 会 (禁止行為) 第 1 4 条 略 2 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。 第 3 章 役 員 第 2 節 理 事 (理事会の付議事項) 第 2 1 条 略 (1) ～ (4) 略	大 江 口 土 地 改 良 区 規 約 第 2 章 会 議 第 1 節 総 代 会 (禁止行為) 第 1 4 条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。 2 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消される。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。 第 3 章 役 員 第 2 節 理 事 (理事会の付議事項) 第 2 1 条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。 (1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項 (2) 総代会の招集、土地改良法第 5 2 条第 5 項並びに同法第 5 3 条の 4 第 2 項及び同法第 9 9 条第 2 項において準用する同法第 5 2 条第 5 項

改 正 後	現 行
2 略 3 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。 (理事会の議事録) 第 2 3 条 略 (1) ～ (6) 略 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名しなければならない。 第 3 節 監 事 (総括監事) 第 2 4 条 略	の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項 (3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項 (4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項 2 理事会は、敬意な事項については、理事長の先決に委ねることができる。 (新設) (理事会の議事録) 第 2 3 条 議長は次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。 い。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名 (3) 議事の要領 (4) 決議事項及び賛否の数 (5) 議事録記名人の選任に関する事項 (6) その他議長が必要と認めた事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名押印又は署名をしなければならない。 第 3 節 監 事 (総括監事) 第 2 4 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

改 正 後	現 行
2 略 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を<u>行う</u>。	2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を<u>行なう</u>。
第 4 章 業務の執行 (会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者)	第 4 章 業務の執行 (会計主任)
第29条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。	第29条 この土地改良区に<u>会計主任</u>を置く。
2 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。	2 <u>会計主任</u>は、理事長がこれを命ずる。
3 <u>個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。</u>	(新設)
4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。	3 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。
5 <u>個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。</u>	(新設)
(会計年度及びその独立の原則) 第34条 略 (削除)	第 5 章 会 計 (会計年度及びその独立の原則) 第34条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。
2 会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければ	2 <u>収入とは、一会計年度における一切の現金の収納をいい、支出とは、一会計年度における一切の現金の支払をいう。</u> 3 会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければ

改	正	後	現	行
ならない。			ならない。	
(余裕金の運用) 第45条 略 2 略 (1) ～ (2) 略 (3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得 (4) ～ (5) 略			(余裕金の運用) 第45条 土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。 (1) 金融機関への預貯金 (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託 (3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得 (4) 特別な法律により設立された法人の発行する債権の取得 (5) 貸付信託の受益証券の取得	
(出納整理期限) 第47条 この土地改良区の毎会計年度における収入の受入期限及び支出の支払期限は翌年度の5月31日限りとし、同日をもって出納に関する事務を完結する。 2 略 (1) ～ (3) (4) 補助金、借入金の類及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度			(出納整理期限) 第47条 この土地改良区の毎会計年度における収入の受入期限及び支出の支払期限は翌年度の3月31日限りとし、同日をもって出納に関する事務を完結する。 2 収入の会計年度所属は、次の区分による。 (1) 納期の一定している収入は、その納期の末日の属する年度 (2) 随時の収入で賦課通知書又は納入告知書を発するものは、賦課通知書又は納入告知書を発した日の属する年度	

改	正	後	現	行
			(3) 随時の収入で賦課通知書又は納入告知書を発しないものは、領収した日の属する年度 (4) 補助金、借入金の収入は、その収入を計上した予算の属する年度	
3 略			3 支出の会計年度所属は、次の区分による。 (1) 借入金の元利償還金は、支払期日の属する年度 (2) 給与その他の給付は、その支給すべき事実の生じたときの属する年度 (3) 使用料、光熱水料、電話料の類はその支払の原因たる事実の存した期間の属する年度 (4) 工事請負費、物件購入費、運賃の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、支払をなすべき日の属する年度 (新設)	
(5) 他の会計に繰り入れらるべき経費は、その支出を計上した予算の属する年度				
	第 6 章	事業の施行	第 6 章	業務の施行
	<u>(一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等)</u>		<u>(一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等)</u>	
第51条 (削除)			第51条	<u>土地改良法第53条の5第1項の規定による一時利用地の指定又は同法第53条の6第1項及び第2項の規定による使用収益の停止は、理事会在が換地委員会の意見に基づき行なうものとする。</u>
	<u>(一時利用地の指定等に伴う補償等)</u>		<u>(一時利用地の指定等に伴う補償等)</u>	
第52条 (削除)			第52条	<u>土地改良法第53条の8第1項及び第2項の規定による損失に対</u>

改	正	後	現	行
<u>(農用地利用集積計画作成の申出)</u> <u>第53条</u> (削除)			<u>(農用地利用集積計画作成の申出)</u> <u>第53条</u> 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画の作成の申出は、理事会が換地委員会の意見に基づき行なうものとする。	
<u>(換地計画書の策定)</u> <u>第54条</u> (削除)			<u>(換地計画書の策定)</u> <u>第54条</u> 換地計画書は、各区ごとに理事会が換地委員会及び評価委員会の意見に基づき策定するものとする。	
<u>(従前の土地の地積等)</u> <u>第55条</u> (削除)			<u>(従前の土地の地積等)</u> <u>第55条</u> 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第27条第2項に規定する土地の地積は、当該土地改良事業に係る計画の概要の広告の日の登記簿地積とする。 2 従前の土地各筆の評価価格及び換地として定めるべき土地の評価価額は、理事会が評価委員の意見に基づき算定するものとする。	
<u>(基本財産の目的)</u> <u>第51条</u> 略	第7章 基本財産	第7章 基本財産	<u>(基本財産の目的)</u> <u>第56条</u> この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。	第7章 基本財産

改	正	後	現	行
(基本財産の種類) <u>第52条</u> 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 事業積立金 土地改良事業等を行うために寄付されたために必要な積立金 (3) 略			(基本財産の種類) <u>第57条</u> 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。 (1) 山林、宅地及びその従物 (2) 基本財産積立金 ア 備荒積立金 災害、凶作等の場合のための積立金 イ 事業積立金 土地改良事業等を行なうために寄付されたために必要な積立金 (3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券	
(基本財産積立金の積立) <u>第53条</u> 略			(基本財産積立金の積立) <u>第58条</u> 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、毎年度予算により定めることができる。	
(基本財産の管理) <u>第54条</u> 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、<u>第45条</u>第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。			(基本財産の管理) <u>第59条</u> 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、<u>第43条</u>第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。	
(運用益金の処理) <u>第55条</u> 略			(運用益金の処理) <u>第60条</u> 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。	

改 正 後	現 行
(基本財産の処分) 第56条 略 (基本財産積立金の一時運用) 第57条 理事長は、一般会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第54条の規定にかかわらず一時運用することができる。 2 略 (基本財産台帳) 第58条 略 (電磁的方法) 第59条 略 (1)・(2) 略	(基本財産の処分) 第61条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあっては、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。 (基本財産積立金の一時運用) 第62条 理事長は、一般会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第59条の規定にかかわらず一時運用することができる。 2 前項の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。 (基本財産台帳) 第63条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。 (電磁的方法) 第64条 定款第39条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 (1) 電子メールによる方法

改	正	後	現	行
2 略			(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法	
(1)・(2) 略			2 定款第39条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。	
3 略			(1) 電子計算機に備えられたファイル	
			(2) 磁気ディスク、CD-ROM等	
			3 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。	
(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)			(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)	
第60条 略			<u>第65条</u> この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して当該補償額の全額を求償することができる。	
(補償)			(補償)	
第61条 略			<u>第66条</u> 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が評価委員会に諮問して定める。	
(施設の破損等の報告)			(施設の破損等の報告)	
第62条 略			<u>第67条</u> 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。	

改	正	後	現	行
(農地転用等に伴う処理) <u>第63条</u> この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条第4項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、1ha未満にあっては理事長、1ha以上、5ha未満にあっては理事会、5ha以上にあっては総代会で決する。 2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規定は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。 附則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。			(農地転用等に伴う処理) <u>第68条</u> この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6項又は第57条第4項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、1ha未満にあっては理事長、1ha以上、5ha未満にあっては理事会、5ha以上にあっては総代会で決する。 2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。	

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

議案第3号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
大江口土地改良区会計基準 第1条 ～ 第26条 略 (廃止) 大江口土地改良区会計細則 第1章 総 則 (会計主任) 第2条 略 2 略 3 略 4 事務局長は、金融機関に対する届出印を保管する。 (区分経理) 第3条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。 (会計帳簿等の管理) 第4条 現金、預金通帳、金融機関に対する届出印、会計に関する帳簿、固定資産	大江口土地改良区会計基準 第1条 ～ 第26条 略 大江口土地改良区会計細則 第1章 総 則 (会計主任) 第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。 2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。 3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。 (新設) (会計帳簿等の管理) 第3条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。 (区分経理) 第4条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用

議案第3号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改	正	後	現	行
第2章 予算事務 (財務諸表等科目、様式及び予算執行等) 第8条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別に定めるところによる。 2 <u>財務諸表等</u>、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙による。 3 略 4 略 (1)～(3) 略			第2章 予算事務 (財務諸表等科目、様式及び予算執行等) 第8条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列並びに<u>内容</u>については、別に定めるところによる。 2 <u>財務諸表</u>、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙による。 3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。 4 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。 (1)科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用 (2)科目中、目及び節の新設若しくは廃止又は目又は節相互間の予算流用 (3)予備費の充用	
第3章 収入支出事務 (収入命令書)			第3章 収入支出事務 (収入命令書)	

議案第3号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
第12条 略 2 <u>収入命令書</u>には、次の事項を記載しなければならない。 (1)～(6) 略 (賦課金等の手続) 第14条 略 (1) 発行区分毎に<u>賦課金原簿及び納入告知書原簿</u>に集計表を付して編てつすること。 (2)・(3)略 (残高の照合) 第31条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を<u>現金預金出納帳</u>と照合しなければならない。 2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と<u>現金預金出納帳</u>の残高を照合し、その結果について、会計担当理事の確認を受けなければならない。	第12条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。 2 <u>収入命令</u>には、次の事項を記載しなければならない。 (1) 番号(年度別の一連番号) (2) 所属年度 (3) 収入科目(款、項、目及び節) (4) 収入の金額及び事由 (5) 納入者の住所及び氏名 (6) その他必要と認める事項 (賦課金等の手続) 第14条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 発行区分毎に<u>賦課通知書及び納入告知書の原符</u>に集計表を付して編てつすること。 (2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。 (3) 発行区分毎の賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。 (残高の照合) 第31条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を<u>金銭出納簿</u>と照合しなければならない。 2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と<u>金銭出納簿</u>の残高を照合し、その結果について、会計担当理事の確認を受けなければならない。

議案第 3 号

会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
3 会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、<u>会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。</u>	(新設)
4 会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。	(新設)
(農業基盤整備資金の貸付受入金) 第33条農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証明を押印させるものとする。	(農業基盤整備資金の保留金) 第33条 農業基盤整備資金の保留金を引き出すときは、当該保留金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証明を押印させるものとする。
2 略	2 前項の規定により押印した請求書及び領収書は、第20条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。
(会計主要簿) 第36条 略 (1) <u>現金預金出納帳</u> (2)～(5) 略 2 略	(会計主要簿) 第36条 会計主要簿は、次の帳簿とする。 (1) <u>金銭出納簿</u> (2) 収入整理簿(以下「収入簿」という。) (3) 支出整理簿(以下「支出簿」という。) (4) 仕訳帳

第 4 章 帳 簿 組 織

第 4 章 帳 簿 組 織

議案第 3 号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改	正	後	現	行
(現金預金出納帳の記載方法) 第37条 <u>現金預金出納帳</u>は、<u>全て収入命令書又は支出命令書により取扱日付順</u>に転記しなければならない。 2 <u>現金預金出納帳</u>には、次の事項を記載する。 (1)～(5) 略 (6) 残高内訳 (現金、預金、農業基盤整備資金<u>貸付受入金</u>の別) (7) 略 (補助簿) 第41条 土地改良区は、会計主要簿のほか<u>に</u>会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>補助金台帳</u> (6) <u>受託金台帳</u> (7) <u>その他未収金台帳</u> (8) <u>未払金台帳</u>	(5) 総勘定元帳 2 会計主要簿は、会計年度毎に更新しなければならない。 (<u>金銭出納帳</u>の記載方法) 第37条 <u>金銭出納帳</u>は、<u>収入命令書又は支出命令書により取扱日付順に転記</u>しなければならない。 2 <u>金銭出納帳</u>には、次の事項を記載する。 (1) 取扱年月日 (2) 収入命令書又は支出命令書の番号 (3) 収入科目又は支出科目 (款、項、目及び節) (4) 入金金額又は支払金額 (5) 手持資金残高 (6) 残高内訳 (現金、預金、農業基盤整備資金<u>保留金</u>の別) (7) 収入又は支出の内容 (補助簿) 第41条 土地改良区は、会計主要簿のほか<u>に</u>会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。 (1) 賦課金台帳 (2) 賦課金徴収原簿 (3) 夫役現品台帳 (4) 夫役現品徴収原簿 (5) <u>工事総括簿</u>			

議案第 3 号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改	正	後	現	行
(9) <u>小口現金出納帳</u> (10) <u>工事総括簿</u> (11) <u>請負工事簿</u> (12) <u>事業用地買収補償簿</u> (13) <u>労務者出役簿</u> (14) <u>土地改良施設台帳</u> (15) <u>固定資産台帳</u> (16) <u>区債及び借入金台帳</u> (17) <u>その他資産負債台帳</u> (18) <u>備品台帳</u> (19) <u>積立金台帳</u> (20) <u>退職給与金要支給額台帳</u>			(6) <u>請負工事簿</u> (7) <u>事業用地買収補償簿</u> (8) <u>労務者出役簿</u> (9) <u>土地改良施設台帳</u> (10) <u>固定資産台帳</u> (11) <u>区債及び借入金台帳</u> (12) <u>その他資産負債台帳</u> (13) <u>備品台帳</u> (14) <u>退職給与金要支給額台帳</u> (15) <u>積立金台帳</u>	
2 略 3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。 4 略 5 <u>補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。</u> 6 <u>受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。</u> 7 <u>その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。</u>			2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。 3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分毎に詳細に記載する。 4 賦課金徴収原簿及び夫役現品徴収原簿は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。 (新設) (新設) (新設)	

議案第 3 号

会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
8 <u>未払金台帳は、委託業務等の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。</u>	(新設) (新設)
9 <u>小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。</u>	5 工事総括簿、請負工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。
10 略	6 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
11 略	7 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額等を詳細に記載する。
12 略	8 土地改良施設台帳は、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額等を詳細に記載する。
13 <u>土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。</u>	9 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登録されていない土地、建物、機械等について取得価額等を詳細に記載する。
14 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登録されていない土地、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。	10 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を 1 件毎に詳細に記載する。
15 略	11 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳並びに区債及び借入金台帳に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
16 略	12 備品台帳は、品目毎に、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
17 略	15 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
18 略	

議案第 3 号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
19 略	13 退職給与金要支給額台帳は、対象職員毎に採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
20 略	14 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。
(記帳) 第43条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書及び支出命令書振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならぬ。	(記帳) 第43条 仕訳帳、金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、全て収入命令書及び支出命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならぬ。
2 略	2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。
(帳簿間の照合)	(帳簿間の照合)
第44条 毎月末において、会計主任は、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。	第44条 毎月末においては、会計主任は、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計について、金銭出納簿の入金月計及び出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。
第 5 章 決 算 事 務	第 5 章 決 算 事 務
(貸借対照表等の提出) 第45条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。	(貸借対照表等の提出) 第45条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。
(決算前の検査等)	(決算前の検査等)

議案第3号

会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改	正	後	現	行
第46条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、 <u>収入命令書</u> 、 <u>支出命令書</u> 及び振替命令書と <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。	第46条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、 <u>収入命令書</u> 、 <u>支出命令書</u> 及び振替命令書と <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。	第46条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、 <u>収入命令書</u> 、 <u>支出命令書</u> 及び振替命令書と <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。	第46条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、 <u>収入命令書</u> 及び <u>支出命令書</u> 及び振替命令書と <u>現金出納簿</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。	
(収支決算書等の作成)	(収支決算書等の作成)	(収支決算書等の作成)	(収支決算書等の作成)	
第47条 会計担当理事は、第46条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各口座を締切らせ、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。	第47条 会計担当理事は、第46条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各口座を締切らせ、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。	第47条 会計担当理事は、第46条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして <u>現金預金出納帳</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各口座を締切らせ、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。	第47条 会計担当理事は、第46条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして <u>現金出納簿</u> 、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各口座を締切らせ、 <u>収入簿</u> 及び <u>支出簿</u> の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。	
2 略	2 略	2 略	2 会計担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳（資産について減価償却費、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。）を行わせ仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切らせ精算表、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成させるものとする。	
(年度決算における留意事項)	(年度決算における留意事項)	(年度決算における留意事項)	(年度決算における留意事項)	
第49条 略	第49条 略	第49条 略	第49条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。	
(1) <u>未収金</u> 、 <u>未払金</u> 、 <u>前払金</u> 、及び <u>前受金の計算</u>	(1) <u>未収金</u> 、 <u>未払金</u> 、 <u>前払金</u> 、及び <u>前受金の計算</u>	(1) <u>未収金</u> 、 <u>未払金</u> 、 <u>前払金</u> 、及び <u>前受金の計算</u>	(1) <u>未収金</u> 及び <u>未払金の計算</u>	
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認	
			(3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認	

改	正	後	現	行
第 6 章 記帳上の注意事項 (記帳原則) 第51条 略 2 略 3 <u>現金預金出納帳、総勘定元帳、収入簿及び支出簿は、1 行に 1 件を記入する。</u> (収入命令日等) 第52条 収入命令書及び支出命令書は、相手先に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。また、振替命令書は、振替する日をもって作成するものとする。 2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならぬ。 3 略			(4)その他決算に当たって必要とされる事項の確認 第 6 章 記帳上の注意事項 (記帳原則) 第51条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ(,)をつける。 2 次項に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。 3 <u>金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、1 行に 1 件を記入する。</u> (収入命令日等) 第52条 収入命令書及び支出命令書は、<u>原則として相手先に請求する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとし、収入命令書又は支出命令書は相手方から入金があった日又は相手方に出金する日をもって作成するものとする。</u>また、振替命令書は、振替する日をもって作成するものとする。 2 収入命令書、支出命令書、振替命令書における金額又は相手先名等の誤記を訂正する必要がある場合には、新たに収入命令書、支出命令書、振替命令書を作成しなければならぬ。 3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書、振替命令書が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。	

議案第3号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
4 略 (責任者印) 第54条 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。 2 略 第 7 章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第55条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が3年以上で、かつ、取得価額が15万円以上<u>（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）</u>のものをいう。 (1) 略 (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、<u>受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、転用決済金積立資産等</u> (3) 略	4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。 (責任者印) 第54条 前2項の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。 2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。 第 7 章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第55条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が3年以上で、かつ、取得価額が15万円以上<u>のもの</u>をいう。 (1) 基本財産 山林、宅地及びその従物、備荒積立金、土地改良施設更新積立金、出資金等 (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、<u>財政調整積立金資産、職員退職給与積立金資産、地区除外決済金積立金資産</u> (3) その他固定資産 土地、建物及び付属設備、車両運搬具、工具、器具備品、事務所等借地権、

議案第 3 号 会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
第 8 章 物品会計事務 (物品の範囲) 第61条 略 (1) 略 (2) 消耗品 <u>固定資産と備品に該当しないもの</u> (物品の管理) 第62条 物品の管理については、備品台帳により記録を行うものとし、<u>第58条</u>の規定を準用する。 第 9 章 補 則 (財務状況の公表) 第64条 略 (1)～(5) 略	ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等 第 8 章 物品会計事務 (物品の範囲) 第61条 物品とは、次の各号のものをいう。 (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価格が3万円以上15万円未満のもの (2) 消耗品 <u>備品以外のもの</u> (物品の管理) 第62条 物品の管理については、備品台帳により記録を行うものとし、<u>第61条</u>の規定を準用する。 第 9 章 補 則 (財務状況の公表) 第64条 <u>規約第48条の規定による公表する財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。</u> (1) 事業報告書 (2) 貸借対照表 (3) 収支決算書

議案第 3 号

会計基準の廃止及び会計細則の一部改正について

改 正 後	現 行
2 前項の公表は、毎年度 8 月 31 日までに<u>行うものとする。</u> 3 財務状況の公表を行ったときは、<u>その旨を 10 日間公告するものとする。</u> 4 略 附 則 この会計細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	(4)財産目録 (5)その他理事長が必要と認める事項を記載した書面 2 前項の<u>財務状況</u>は、毎年度 8 月 31 日までに<u>行うものとする。</u> 3 財務状況の公表は、<u>前項に規定する期日から 10 日間公告するものとする。</u> 4 理事長は、財務状況を公表する際には、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区

理事長 早 津 修 一

議案第 4 号 監査細則の一部改正

改 正 後	現 行
大 江 口 土 地 改 良 区 監 査 細 則 (監査の執行) 第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ効率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化・能率的に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。 (監査簿及び監査報告) 第10条 略 2 略 3 監事は、<u>前項の規定による意見</u>のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置の経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。 (外部への公表) 第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に<u>公表</u>しないものとする。 附 則 この細則は、令和7年4月1日から施行する。	大 江 口 土 地 改 良 区 監 査 細 則 (監査の執行) 第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ<u>能率的に</u>執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化・能率的に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。 (監査簿及び監査報告) 第10条 監事は、監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。 2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総代会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会の協議を経るものとする。 3 監事は<u>意見</u>のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置の経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。 (外部への公表) 第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に<u>発表</u>しないものとする。

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一

議案第5号

令和5年度 事業報告書

1.組合員数及び地区面積

(令和5年度当初)

集落	運営事務所費		矢代地区 維持管理費		斐太北部地区 維持管理費		斐太地区 施設維持管理費	
	人	m ²	人	m ²	人	m ²	人	m ²
飛田	37	176,285.67			37	176,285.67		
飛田新田	11	107,443.47			11	107,443.47		
岡崎新田	4	21,941.14			4	21,941.14		
下十日市	24	159,851.99					24	159,851.99
上十日市	24	1,744,370.04			1	281,248.30	24	1,455,917.52
東乙吉	8	105,614.57					8	104,559.57
西乙吉	18	61,024.75					18	61,024.75
佐川	23	63,490.76			1	2,601.00	23	59,902.76
籠町	18	78,643.98			4	4,887.00	18	73,756.98
神宮寺	8	43,111.00			5	3,171.00	8	39,940.00
宮内	17	262,662.71	1	22,603.00	17	239,355.71	1	704.00
雪森	23	70,204.22			23	66,217.22	2	3,987.00
青田	22	184,528.00			22	184,528.00		
上四ツ屋	11	36,215.04					9	35,059.04
五日市	63	260,624.91					63	255,009.61
四新田	10	16,037.66					10	16,037.66
梨木	23	143,505.34					23	143,505.34
藤塚・土田	19	123,192.02					19	123,192.02
小丸山新田	7	65,421.25					7	65,421.25
東長森	46	296,527.68	2	9,864.00			44	283,914.68
西長森	23	183,312.26					23	181,100.26
猪野山	47	288,497.04					47	287,302.04
三ツ俣	22	117,675.20					22	113,741.20
菅沼	11	126,779.00	11	126,779.00				
西菅沼新田	10	714,490.60	9	704,930.65			3	9,559.95
東志	11	102,556.00	11	102,556.00				
三本木新田	14	167,585.00	14	167,585.00				
新井新田	3	12,723.00	3	12,723.00				
上中	23	127,858.00	23	126,279.00			1	1,579.00
志	67	542,159.06	67	526,159.00	1	7,597.00	1	8,170.06
窪松原	46	251,971.00	46	245,053.00			1	6,918.00
両善寺	56	707,920.33	56	707,920.33				
西野谷新田	26	129,562.65	26	129,562.65				
西野谷	10	39,995.00	10	39,995.00				
岡沢	10	55,421.00	10	55,421.00				
福田	2	5,268.00	2	5,268.00				
集落外	213	1,575,558.07	69	518,098.68	56	393,781.24	98	662,205.15
合計	1,010	9,170,027.41	360	3,500,797.31	182	1,489,056.75	497	4,152,359.83

2.総代

定数：35名

任期：令和4年12月25日～令和8年12月24日

3.総代会

区分	開催 年月日	出席人数/現員		付議事項等
		総代	役員	
通常	R6.3.21	34/35	理事 8/9 監事 3/3	R5年度 収支補正予算(第1回)議決 R4年度 事業報告・財産目録承認 R4年度 一般会計収支決算承認 一般会計正味財産増減計算書・一般会計貸借対照表 R6年度 一般会計収支予算議決 R6年度 役員等の報酬及び費用弁償等議決 R6年度 組合費の賦課徴収の議決 R6年度 積立金の繰替運用議決 R6年度 金銭預入先金融機関議決 R6年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業実施議決 R6年度 財産処分の議決 賦課金不納欠損処理承認 会計細則の一部改正

4.役員（非常勤）

定数：理事9名 監事3名

任期：令和5年1月26日～令和9年1月25日

5.理事会

	開催 年月日	出席人数		付議事項等
		理事	監事	
第1回	R5.7.14	8/9	1/3	R4年度 事業報告・決算報告(監査報告) R5年度 地区除外決済金単価について
第2回	R5.12.8	9/9		R6年度予算編成について 斐太地区維持管理賦課金の改定について 矢代川渇水対策協議会について
第3回	R6.3.7	9/9	2/3	R5年度 収支補正予算(第1回)について R6年度 収支予算について R6年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業実施について 財産の処分について 賦課金の不納欠損処理について 会計細則の一部改正について R5年度 通常総代会提出議案及び招集について(監査報告) R6年度 配水計画の決定について

6.監事会

	開催 年月日	出席人数		付議事項等
		監事	理事	
第1回	R5.6.29	3	2	R4年度 決算監査
第2回	R6.1.24	3	2	R5年度 中間監査

7.維持管理委員会

地区	開催回数	出席延人数
斐 太	6	100
斐太北部	3	23
矢 代	3	37

8.職員（人数）

令和5年当初			採用			退職			令和6年当初		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3

9.維持管理事業実施状況

収 入	金 額（円）	付 記
賦 課 金	10,913,373	内、使用料 68,344円
補助金・交付金	3,430,600	国・県・市
繰 越 金	3,352,295	令和4年度から
繰 入 金	10,620,688	地区除外決済金積立金から
過年度賦課金等	34,065	
合 計	28,351,021	

支 出	金 額（円）	付 記
事 業 費	27,342,804	斐太地区 8,595,535
		斐太北部地区 5,521,297
		矢代地区 9,348,940
		補助事業 3,500,000
		集落補助等 377,032
合 計	27,342,804	

10.積立金

会 計	令和5年度末	収 入	支 出	令和6年度末
地 区 除 外 決 済 金	280,281,332	1,769,824	10,620,688	271,430,468
職 員 退 職 給 与	20,419,254	1,500,000	0	21,919,254
財 政 調 整	149,674,034	22,238	8,416,240	141,280,032
合 計	450,374,620	3,292,062	19,036,928	434,629,754

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同 日 議決

大江口土地改良区

理事長 早 津 修 一

財 産 目 録

令和 6年 3月31日 現在

全会計種別

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
預 金	709,592	
えちご上越農協 新井支店	617,941	
えちご上越農協 中郷支店	330	
第四北越銀行 新井支店	330	
ゆうちょ銀行	550	
えちご上越農協 源泉徴収税	90,441	
未収賦課金等		
未収経常賦課金	20,622	
運営事務所費	12,619	
斐太地区維持管理費	1,804	
矢代地区維持管理費	6,199	
その他未収金		
未収補助金	105,600	
未収交付金	3,150,000	
前 払 金		
前 払 金	21,642	
前払保険料	21,642	
流動資産合計		4,007,456
2 固定資産		
(1) 基本財産		
宅地及びその従物		
宅地	88,466,599	
出資金		
出資金	110,000	
えちご上越農業協同組合	100,000	
新潟県信用農業協同組合連合会	10,000	
基本財産合計	88,576,599	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設		
所有土地改良施設 (土地改良区)	293,095,269	
所有土地改良施設 (国、都道府県)	788,334,375	
土地改良施設用地等		
土地改良施設用地等	78,091	
受託土地改良施設使用収益権		
受託土地改良施設使用収益権	3	
財政調整積立金資産		
財政調整積立金資産	141,280,032	
職員退職給与積立金資産		
職員退職給与積立金資産	21,919,254	
地区除外決済金積立資産		
地区除外決済金積立資産	271,430,468	
特定資産合計	1,516,137,492	

科 目		金 額	
(3) その他固定資産			
車両運搬具			
車両運搬具	22,502		
器具 備品			
器具 備品	115,602		
ソフトウェア			
ソフトウェア	1		
適正化事業拠出金			
適正化事業拠出金	2,310,000		
長期未収賦課金等			
経常賦課金	125,322		
運営事務所費	71,904		
斐太地区維持管理費	6,826		
矢代地区維持管理費	46,592		
その他固定資産合計	2,573,427		
固定資産合計		1,607,287,518	
3 繰延資産			
繰延資産合計		0	
資産合計			1,611,294,974
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	2,046,433		
預 り 金			
預 り 金	90,441		
賞与引当金			
賞与引当金	1,322,993		
適正化事業拠出金短期未払金			
適正化事業拠出金短期未払金	210,000		
流動負債合計		3,669,867	
2 固定負債			
適正化事業拠出金長期未払金			
適正化事業拠出金長期未払金	420,000		
職員退職給付引当金			
職員退職給付引当金	23,146,287		
固定負債合計		23,566,287	
負債合計			27,236,154
III 正味財産の部			1,584,058,820

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区

理事長 早 津 修 一

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号、農林水産省農村振興局長通知）を採用している。

（1）資産の評価基準及び評価方法

取得価額が不明な一部資産の評価に当たっては次によっている。

① 宅地及びその従物

令和4年度固定資産税課税評価額による。

② 所有土地改良施設

土地改良財産台帳に登載されている取得価額に土地改良区が負担した割合を乗じ、減価償却累計額を控除した価額とする。

③ 土地改良施設用地等

令和4年度固定資産税課税評価額による。

④ 車両運搬具、器具・備品等、ソフトウェア

財産台帳に登載されている取得価額から減価償却累計額を控除した価額としている。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

（3）貯蔵品の評価基準及び評価方法

該当なし

（4）固定資産の減価償却の方法

① 所有土地改良施設等の減価償却の方法

定額法による。

② その他固定資産の減価償却の方法

定額法による。

（5）繰延資産の減価償却の方法

該当なし

（6）引当金の計上基準

職員退職給付引当金・・・職員の退職給付に備える為、当期における退職給付債務に基づき計上している。なお、退職給付債務は「職員退職給与規程」に基づいて計上している。

賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

（7）積立金の計上基準

・ 財政調整積立金資産

災害により生じた経費、土地改良事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充て、土地改良区の健全な運営に資するため財政調整積立金規程に基づき積み立てている。

・ 職員退職給与積立金資産

職員の退職給与に備えるため、職員退職給与規程に基づき積み立てている。

・ 地区除外決済金積立金資産

地区除外に伴い受領した決済金について、決済が行われる翌年度以降土地改良事業費に充当するため、地区除外等処理規程に基づき積み立てている。

(8) リース取引の処理方法

該当なし

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税込方式による。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
宅地及びその従物	88,466,599	0	0	88,466,599
出資金	110,000	0	0	110,000
小 計	88,576,599	0	0	88,576,599
特定資産				
所有土地改良施設	1,209,901,973	21,485,195	149,957,524	1,081,429,644
土地改良施設用地等	78,091	0	0	78,091
受託土地改良施設使用収益権	1	2	0	3
財政調整積立金資産	149,674,034	522,238	8,916,240	141,280,032
職員退職給与積立金資産	20,419,254	1,500,000	0	21,919,254
地区除外決済金積立資産	280,281,332	1,769,824	10,620,688	271,430,468
小 計	1,660,354,685	25,277,259	169,494,452	1,516,137,492
合 計	1,748,931,284	25,277,259	169,494,452	1,604,714,091

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産か らの充当 額)	(うち一般 正味財産か らの充当 額)	(うち負債 に対応する 額)
基本財産				
宅地及びその従物	88,466,599	0	88,466,599	
出資金	110,000	0	110,000	
小 計	88,576,599	0	88,576,599	0
特定資産				
所有土地改良施設	1,081,429,644	788,334,375	293,095,269	
土地改良施設用地等	78,091	0	78,091	
受託土地改良施設使用収益権	3	0	3	
財政調整積立金資産	141,280,032	0	141,280,032	
職員退職給与積立金資産	21,919,254	0	0	21,919,254
地区除外決済金積立資産	271,430,468	0	271,430,468	
小 計	1,516,137,492	788,334,375	705,883,863	21,919,254
合 計	1,604,714,091	788,334,375	794,460,462	21,919,254

5 担保に供している資産

なし

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
車両運搬具	4,036,940	4,014,438	22,502	(270,000)
器具備品	2,444,513	2,328,911	115,602	(49,339)
ソフトウェア	1,080,000	1,079,999	1	(0)
合 計	7,561,453	7,423,348	138,105	(319,339)

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
所有土地改良施設	総額 8,771,029,809	総額 7,689,600,165	総額 1,081,429,644	総額 (149,957,517)
	内訳 土地改良区 2,478,868,305	内訳 土地改良区 2,185,773,036	内訳 土地改良区 293,095,269	内訳 土地改良区 (40,278,515)
	国・県・その他 6,292,161,504	国・県・その他 5,503,827,129	国・県・その他 788,334,375	国・県・その他 (109,679,002)
合 計	8,771,029,809	7,689,600,165	1,081,429,644	(149,957,517)

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
受託土地改良施設使用収益権	総額 298,016,000	総額 179,282,526	総額 118,733,474	総額 (6,019,173)
	内訳 土地改良区 76,022	内訳 土地改良区 76,019	内訳 土地改良区 3	内訳 土地改良区 (0)
	国・県・その他 297,939,978	国・県・その他 179,206,507	国・県・その他 118,733,471	国・県・その他 (6,019,173)
合 計	298,016,000	179,282,526	118,733,474	(6,019,173)

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
該当なし		
合 計	0	0

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計	0	0	0

- 8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
受取補助金（指定）		327,272,645	7,973	18,534,175	308,746,443	
受取補助金（一般）						
小 計		327,272,645	7,973	18,534,175	308,746,443	
助成金						
受取助成金（指定）						
受取助成金（一般）			569,600			
小 計		0	569,600	0	0	
合 計		327,272,645	577,573	18,534,175	308,746,443	

- 9 換地清算金（土地改良法第54条の3の規定に基づき徴収した金額（同法第89条の2第10項の規定において準用するものを含む。））徴収金の当期徴収額、換地清算金（同法第89条の2第11項の規定により県等から支払われた金額）交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高

換地清算金徴収金の当期徴収額又は換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高は、次のとおりである。

(単位：円)

換地清算金の区分	前期末 残 高	当期増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分	摘 要
換地清算金徴収金 該当なし	円	円	円	円		
小 計	0	0	0	0		
換地清算金交付金 該当なし						
小 計	0	0	0	0		
合 計	0	0	0	0		

- 10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額	
受取補助金	18,534,175
受取交付金	151,666
所有土地改良施設受贈益	90,993,161
合 計	109,679,002

- 11 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

法人等の 名称	住 所	事業の 内容又は 職業	関係内容		取引 の 内容	取引 金額	取引 関係 科目	期末 残高	取引条件等
			役員の 兼務等	事業上 の関係					
該当なし									

- 12 重要な後発事象
該当なし

13 その他

(1) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調定年度		区分	件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不納欠損引当金	備考
当該会計 年度	流動資産	經常賦課金	4	-	-	20,622	-	
		特別賦課金		-	-		-	
		合計	4	-	-	20,622	-	
R4年度	固定資産	經常賦課金	5	44,642	24,020	20,622		
特別賦課金								
小 計		5	44,642	24,020	20,622			
R3年度		經常賦課金	6	45,680	24,020	21,660		
		特別賦課金						
小 計		6	45,680	24,020	21,660			
R2年度		經常賦課金	6	28,641	3,379	25,262		
		特別賦課金						
小 計		6	28,641	3,379	25,262			
R元年度		經常賦課金	4	24,046		24,046		
		特別賦課金						
小 計		4	24,046		24,046			
H30年度		經常賦課金	4	24,046	8,549	15,497	8,549	
		特別賦課金						
小 計		4	24,046	8,549	15,497	8,549		
H29年度		經常賦課金	1	28,676	10,441	18,235		
		特別賦課金						
小 計		1	28,676	10,441	18,235			
H28年度		經常賦課金	1	24,853	24,853	0		
		特別賦課金						
小 計		1	24,853	24,853	0			
H27年度		經常賦課金	1	24,706	24,706	0		
		特別賦課金						
小 計		1	24,706	24,706	0			
合 計			28	245,290	119,968	125,322	8,549	

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,316,065	1,322,993	1,316,065		1,322,993
職員退職給付引当金	21,554,489	1,591,798	0		23,146,287
合計	22,870,554	2,914,791	1,316,065	0	24,469,280

令和 5年度 一般会計収支決算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

収入合計 58,944,944円
 支出合計 58,944,944円
 差引残高 0円

収入の部

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	比 較 増 減	附 記	
款	項	目					
01	土地改良事業収入		29,785,000	29,777,363	△ 7,637	未収額	徴収率
01	経常賦課金収入		27,332,000	27,338,054	6,054	20,622	99.9%
01	運営事務所費賦課金		16,490,000	16,493,025	3,025	12,619	99.9%
02	斐太地区維持管理費賦課金		4,869,000	4,863,630	△ 5,370	1,804	99.9%
03	斐太北部地区維持管理費賦課金		1,789,000	1,786,788	△ 2,212		100.0%
04	矢代地区維持管理費賦課金		4,184,000	4,194,611	10,611	6,199	99.8%
02	地区除外決済金収入		1,723,000	1,723,814	814		
01	地区除外決済金		1,723,000	1,723,814	814	723,000	補正
03	負担金収入		730,000	715,495	△ 14,505		
01	固定資産税負担金収入		730,000	715,495	△ 14,505		
02	附帯事業収入		1,489,000	1,483,698	△ 5,302		
01	他目的使用料収入		1,488,000	1,483,698	△ 4,302		
01	道水路等使用料		1,263,000	1,258,298	△ 4,702		
02	水路使用料		225,000	225,400	400		
02	手数料収入		1,000	0	△ 1,000		
01	手数料収入		1,000	0	△ 1,000		
03	基本財産運用収入		486,000	474,896	△ 11,104		
01	基本財産配当金収入		1,000	1,200	200		
01	出資配当金		1,000	1,200	200		
02	基本財産賃貸料収入		485,000	473,696	△ 11,304		
01	基本財産賃貸料収入		485,000	473,696	△ 11,304		
04	特定資産運用収入		70,000	68,658	△ 1,342		
01	特定資産利息収入		70,000	68,658	△ 1,342		
01	特定資産利息収入		70,000	68,658	△ 1,342		
05	補助金等収入		2,375,000	2,844,600	469,600		
01	補助金収入（国・県補助金）		2,100,000	2,100,000			
01	維持管理適正化事業補助金		2,100,000	2,100,000			
02	助成金等収入（市補助金）		275,000	744,600	469,600		
01	維持管理適正化事業補助金		175,000	175,000			
02	電気工作物保安管理事業等補助金		100,000	569,600	469,600		

科 目		予算額	決算額	比 較 増 減	附 記
06	交付金収入	1,050,000	1,050,000		
01	維持管理適正化事業交付金収入	1,050,000	1,050,000		
01	維持管理適正化事業交付金	1,050,000	1,050,000		
07	雑収入	199,000	256,064	57,064	
01	受取利息配当金収入	1,000	111	△ 889	
01	受取利息	1,000	111	△ 889	
02	過年度収入	62,000	111,419	49,419	
01	長期未収賦課金等	60,000	111,419	51,419	
02	賦課金外過年度収入	1,000	0	△ 1,000	
03	過年度修正	1,000	0	△ 1,000	
03	過怠金収入	1,000	9,814	8,814	
01	過怠金収入	1,000	9,814	8,814	
04	その他雑収入	135,000	134,720	△ 280	
01	その他雑収入	135,000	134,720	△ 280	
08	特定資産取崩収入	26,966,000	19,036,928	△ 7,929,072	
01	財政調整積立金取崩収入	13,007,000	8,416,240	△ 4,590,760	
01	財政調整積立金取崩	13,007,000	8,416,240	△ 4,590,760	
02	職員退職給与積立金資産取崩収入	1,000	0	△ 1,000	
01	職員退職給与積立金取崩	1,000	0	△ 1,000	
03	地区除外決済金積立金取崩収入	13,958,000	10,620,688	△ 3,337,312	
01	維持管理費取崩	12,958,000	10,620,688	△ 2,337,312	
02	事務所費取崩	1,000,000	0	△ 1,000,000	
09	固定資産売却収入	2,000	0	△ 2,000	
01	土地売却収入	1,000	0	△ 1,000	
01	土地売却収入	1,000	0	△ 1,000	
02	車両運搬具売却収入	1,000	0	△ 1,000	
01	車両運搬具売却収入	1,000	0	△ 1,000	
10	繰越金	3,795,000	3,952,737	157,737	
01	前年度繰越金	3,795,000	3,952,737	157,737	
01	事務所費繰越金	500,000	600,442	100,442	4年度より
02	維持管理費繰越金	3,295,000	3,352,295	57,295	4年度より
合 計		66,217,000	58,944,944	△ 7,272,056	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 増 較 減	附 記
01 土地改良事業費支出	35,639,000	28,716,044	△ 6,922,956	
01 維持管理費支出	23,816,000	20,519,932	△ 3,296,068	
01 斐太地区維持管理費	9,122,000	8,595,535	△ 526,465	
02 斐太北部地区維持管理費	2,690,000	2,198,425	△ 491,575	
03 矢代地区維持管理費	9,935,000	9,348,940	△ 586,060	
04 農道水路使用管理料	69,000	68,344	△ 656	
05 農道舗装及び集落内水路整備事業	2,000,000	308,688	△ 1,691,312	
02 維持管理適正化事業費支出	3,500,000	3,500,000		
01 維持管理適正化事業費	3,500,000	3,500,000		
03 維持管理適正化事業拠出金支出	3,323,000	3,322,872	△ 128	
01 維持管理適正化事業拠出金	3,323,000	3,322,872	△ 128	
04 その他事業費支出	5,000,000	1,373,240	△ 3,626,760	
01 災害復旧事業費	5,000,000	1,373,240	△ 3,626,760	
02 一般管理費支出	26,279,000	25,108,520	△ 1,170,480	
01 運営事務費支出	24,995,000	23,847,581	△ 1,147,419	
01 役員報酬	1,485,000	1,485,000		
02 給料手当	11,342,000	11,341,800	△ 200	213より4,000流用
03 諸手当	990,000	956,828	△ 33,172	212へ 4,000流用
04 賞与支払	4,105,000	4,104,046	△ 954	
05 退職金支払	1,000	0	△ 1,000	
06 福利厚生費	3,090,000	2,915,895	△ 174,105	
07 交際費	50,000	32,500	△ 17,500	
08 総代会費	193,000	159,900	△ 33,100	
09 会議費	235,000	172,200	△ 62,800	
10 旅費交通費	80,000	41,000	△ 39,000	
11 通信運搬費	432,000	386,765	△ 45,235	
12 消耗什器備品費	400,000	229,719	△ 170,281	
13 印刷製本費	60,000	0	△ 60,000	
14 支払手数料	100,000	79,614	△ 20,386	
15 支払保険料	200,000	163,230	△ 36,770	
16 支払負担金等	635,000	634,160	△ 840	2117より63,000流用
17 業務委託費	613,000	262,224	△ 350,776	2116へ 63,000流用 221へ 34,000流用
18 租税公課	884,000	854,700	△ 29,300	
19 雑費	100,000	28,000	△ 72,000	
02 事務所費支出	1,284,000	1,260,939	△ 23,061	
01 修繕費	234,000	233,490	△ 510	2117より34,000流用
02 水道光熱費	233,000	232,774	△ 226	223より 13,000流用
03 賃借料	817,000	794,675	△ 22,325	222へ 13,000流用

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較 増 減	附 記
03 固定資産取得支出	4,000	0	△ 4,000	
01 土地取得支出	1,000	0	△ 1,000	
01 土地取得支出	1,000	0	△ 1,000	
02 車両運搬具取得支出	1,000	0	△ 1,000	
01 車両運搬具取得支出	1,000	0	△ 1,000	
03 器具備品取得支出	1,000	0	△ 1,000	
01 器具備品取得支出	1,000	0	△ 1,000	
04 ソフトウェア取得支出	1,000	0	△ 1,000	
01 ソフトウェア取得支出	1,000	0	△ 1,000	
04 基本財産積立支出	1,000	0	△ 1,000	
01 基本財産積立支出	1,000	0	△ 1,000	
01 基本財産積立支出	1,000	0	△ 1,000	
05 特定資産積立支出	3,293,000	3,292,062	△ 938	
01 財政調整積立金支出	23,000	22,238	△ 762	
01 財政調整積立金支出	23,000	22,238	△ 762	
02 職員退職給付積立金支出	1,500,000	1,500,000		
01 職員退職給付積立金支出	1,500,000	1,500,000		
03 地区除外決済金積立金支出	1,770,000	1,769,824	△ 176	
01 地区除外決済金積立金支出	1,770,000	1,769,824	△ 176	723,000 補正
06 雑支出	1,000	0	△ 1,000	
01 過年度支出	1,000	0	△ 1,000	
01 過年度支出	1,000	0	△ 1,000	
07 次年度繰越金	0	1,828,318	1,828,318	
01 次年度繰越金	0	1,828,318	1,828,318	6年度へ
01 次年度繰越金	0	1,828,318	1,828,318	事務費 820,101 維持管理費 1,008,217
08 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
01 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
01 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
合 計	66,217,000	58,944,944	△ 7,272,056	

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区

理事長 早 津 修 一

収支決算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲は預金とし、未収補助金、未払金、預り金を含める。
預り金については、収支計算外出納として資金には含めていない。

2. 資金の範囲の変更有無等

該当事項なし。

3. 次年度繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期期末残高	当期期末残高
預金	3,943,572	709,592
未収補助金	100,584	105,600
未収交付金	0	3,150,000
合 計	4,044,156	3,965,192
未払金	2,448	2,046,433
預り金	88,971	90,441
合 計	91,419	2,136,874
次年度繰越収支差額	3,952,737	1,828,318

4. 予算額と決算額の差異が著しい科目

収 入

5 (款) 補助金等収入

災害復旧事業費として補助金収入があったことによる。

7 (款) 雑収入

長期未収賦課金が計画よりも回収できたことによる。

8 (款) 特定資産取崩収入

災害復旧事業費が予算以下だったことによる。

支 出

1 (款) 土地改良事業費支出

農道舗装及び集落内水路整備事業・災害復旧事業費が予算以下だったことによる。

2 (款) 一般管理費支出

会議費・消耗什器備品費・印刷製本費・業務委託費・雑費等予算以下だったことによる。

5. 科目間流用及び予備費の使用

(単位：円)

(1) 科目間の流用

科 目	流用前予算	流用額	流用後予算
2 一般管理費 - (1)運営事務費 - 給料手当	11,338,000	4,000	11,342,000
2 一般管理費 - (1)運営事務費 - 諸手当	994,000	△ 4,000	990,000
2 一般管理費 - (1)運営事務費 - 支払負担金等	572,000	63,000	635,000
2 一般管理費 - (1)運営事務費 - 業務委託費	710,000	△ 97,000	613,000
2 一般管理費 - (2)事務所費 - 修繕費	200,000	34,000	234,000
2 一般管理費 - (2)事務所費 - 水道光熱費	220,000	13,000	233,000
2 一般管理費 - (2)事務所費 - 賃借料	830,000	△ 13,000	817,000

(2) 予備費の流用

該当事項なし。

6. その他収支の状況に関する特記事項

該当事項なし。

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日 まで

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入			
経常賦課金			
経常賦課金	27,358,676	27,405,255	△ 46,579
運営事務所費	16,505,644	16,536,025	△ 30,381
斐太地区維持管理費	4,865,434	4,877,716	△ 12,282
斐太北部地区維持管理費	1,786,788	1,790,704	△ 3,916
矢代地区維持管理費	4,200,810	4,200,810	0
地区除外決済金			
地区除外決済金	1,723,814	138,079	1,585,735
斐太地区決済金	1,091,500	33,277	1,058,223
斐太北部地区決済金	630,861	104,802	526,059
矢代地区決済金	1,453	0	1,453
負 担 金			
負 担 金	715,495	729,823	△ 14,328
附帯事業収入			
受取他目的使用料			
受取他目的使用料	1,483,698	1,490,049	△ 6,351
道水路等使用料	1,258,298	1,264,649	△ 6,351
水路使用料	225,400	225,400	0
基本財産運用収入			
基本財産受取配当金			
基本財産受取配当金	1,200	1,200	0
基本財産受取賃貸料			
基本財産受取賃貸料	473,696	484,905	△ 11,209
特定資産運用収入			
特定資産受取利息			
特定資産受取利息	68,658	93,073	△ 24,415
地区除外決済金積立金	46,010	61,739	△ 15,729
職員退職給与積立金	410	378	32
財政調整積立金	22,238	30,956	△ 8,718
受取補助金等			
受取補助金			
受取補助金	18,534,175	20,642,148	△ 2,107,973
受取助成金等			
受取助成金	569,600	275,584	294,016
受取交付金			
適正化事業交付金			
受取交付金	151,666	0	151,666
雑 収 入			
受取利息配当金			
受取 利息	111	125	△ 14
受取過怠金			
受取過怠金	9,814	5,846	3,968

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
その他収入			
その他収入	134,720	138,781	△ 4,061
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	90,993,161	90,740,560	252,601
経常収入計	142,218,484	142,145,428	73,056
(2) 経常支出			
土地改良事業費			
維持管理費			
臨時雇賃金	357,387	368,737	△ 11,350
斐太地区	357,387	368,737	△ 11,350
旅費交通費	572,300	487,900	84,400
斐太地区	326,300	221,400	104,900
斐太北部地区	94,300	94,300	0
矢代地区	151,700	172,200	△ 20,500
水道光熱費	67,350	71,092	△ 3,742
支払保険料	37,200	37,200	0
支払負担金等	308,688	319,707	△ 11,019
業務委託費	173,944	221,428	△ 47,484
雑 費	68,442	60,796	7,646
工 事 費	18,934,621	17,032,879	1,901,742
斐太地区維持管理	7,633,256	8,632,943	△ 999,687
斐太北部地区維持管理	2,104,125	1,695,679	408,446
矢代地区維持管理	9,197,240	6,704,257	2,492,983
適正化事業費			
支払負担金等	130,872	78,720	52,152
工 事 費	0	3,500,000	△ 3,500,000
その他事業費			
災害復旧事業費	1,373,240	0	1,373,240
不納欠損引当金繰入額			
不納欠損引当金繰入額			
不納欠損引当金繰入額	0	8,549	△ 8,549
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	149,957,517	149,483,850	473,667
一般管理費			
運営事務費			
役員 報酬	1,485,000	1,485,000	0
理事	1,330,000	1,330,000	0
監事	155,000	155,000	0
給料 手当	12,298,628	12,117,588	181,040
給料	11,341,800	11,164,800	177,000
管理職手当	361,200	361,200	0
超過勤務手当	4,040	0	4,040
扶養手当	354,000	354,000	0
寒冷地手当	162,600	162,600	0

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
通勤手当	74,988	74,988	0
賞与引当金繰入額	1,322,993	1,316,065	6,928
退職給付費用	1,591,798	1,649,187	△ 57,389
福利厚生費	2,915,895	2,857,112	58,783
健康保険料	904,315	893,947	10,368
厚生年金保険料	1,484,224	1,467,203	17,021
子ども・子育て拠出金	58,394	57,725	669
雇用保険料	156,360	121,056	35,304
労災保険料	49,508	48,749	759
特例業務負担金	247,248	244,800	2,448
健康診断受信料	15,846	23,632	△ 7,786
交 際 費	32,500	10,000	22,500
選 挙 費	0	69,700	△ 69,700
総代会費	159,900	328,000	△ 168,100
会議費	172,200	209,100	△ 36,900
理事会	131,200	168,100	△ 36,900
監事会	41,000	41,000	0
旅費交通費	41,000	54,160	△ 13,160
会議費用弁償	41,000	45,100	△ 4,100
普通旅費	0	9,060	△ 9,060
通信運搬費	386,765	397,464	△ 10,699
電話料金	154,694	148,301	6,393
インターネット	117,480	121,440	△ 3,960
郵送料	67,823	77,363	△ 9,540
有線放送料金	42,000	42,000	0
登記情報提供サービス	4,768	8,360	△ 3,592
消耗什器備品費	229,719	165,480	64,239
消耗品	229,719	165,480	64,239
印刷製本費	0	77,000	△ 77,000
印刷費	0	77,000	△ 77,000
支払保険料	163,764	168,744	△ 4,980
自動車損害保険料	125,034	130,014	△ 4,980
県土連保険	38,730	38,730	0
支払手数料	79,614	72,154	7,460
自動口座振替手数料	48,070	49,555	△ 1,485
口座徴収料金（郵便局）	3,561	3,549	12
残高証明書発行手数料	2,910	4,410	△ 1,500
NHK料金	13,650	13,650	0
振込手数料	11,423	990	10,433
支払負担金等	634,160	544,720	89,440
県土連一般負担金	73,000	73,000	0
農地協議会一般負担金	45,000	45,000	0
積算システム負担金	375,760	350,020	25,740
各種負担金	76,400	34,700	41,700
会議負担金	64,000	42,000	22,000
業務委託費	262,224	585,655	△ 323,431

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
換地更正図面作成・不動産登記委託料	0	365,655	△ 365,655
会計・賦課システム年間保守委託料	220,000	220,000	0
H P保守業務委託料	42,224	0	42,224
租税公課費	854,700	876,100	△ 21,400
固定資産税	828,300	844,700	△ 16,400
軽自動車税	18,200	18,200	0
重量税	8,200	13,200	△ 5,000
雑 費	28,000	0	28,000
慶弔及び見舞金	28,000	0	28,000
賞 与	2,787,981	2,742,095	45,886
事務所 費			
減価償却費	319,339	315,602	3,737
修 繕 費	233,490	143,767	89,723
水道光熱費	232,774	186,878	45,896
燃料費	232,774	186,878	45,896
賃 借 料	794,675	717,085	77,590
事務所借地料	288,000	240,000	48,000
事務機器賃借料	271,756	299,424	△ 27,668
複写機使用料	217,369	157,851	59,518
高速道路・タクシー使用料	17,550	19,810	△ 2,260
経常支出計	199,008,680	198,759,514	249,166
当期経常増減額	△ 56,790,196	△ 56,614,086	△ 176,110
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
過年度修正			
過年度修正			
過年度修正	1,188,477	0	1,188,477
経常外収入計	1,188,477	0	1,188,477
(2) 経常外支出			
不納 欠損			
不納 欠損			
不納 欠損	8,549	0	8,549
固定資産除却損			
その他除却損失			
その他除却損失	7	0	7
経常外支出計	8,556	0	8,556
当期経常外増減額	1,179,921	0	1,179,921
当期一般正味財産増減額	△ 55,610,275	△ 56,614,086	1,003,811
一般正味財産期首残高	851,334,720	907,948,806	△ 56,614,086
一般正味財産期末残高	795,724,445	851,334,720	△ 55,610,275
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取補助金			
受取補助金	7,973	0	7,973
受取交付金			
適正化事業交付金			

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
受取交付金	4,474,167	0	4,474,167
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	14,589,580	0	14,589,580
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 109,679,002	△ 109,282,708	△ 396,294
当期指定正味財産増減額	△ 90,607,282	△ 109,282,708	18,675,426
指定正味財産期首残高	878,941,657	988,224,365	△ 109,282,708
指定正味財産期末残高	788,334,375	878,941,657	△ 90,607,282
Ⅲ 正味財産期末残高	1,584,058,820	1,730,276,377	△ 146,217,557

貸借対照表

令和 6年 3月31日 現在

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
預 金	709,592	3,943,572	△ 3,233,980
えちご上越農協 新井支店	0	1,843,938	△ 1,843,938
えちご上越農協 新井支店	617,941	2,000,000	△ 1,382,059
えちご上越農協 中郷支店	330	330	0
第四北越銀行 新井支店	330	331	△ 1
新井信用金庫 本店	0	2	△ 2
ゆうちょ銀行	550	10,000	△ 9,450
えちご上越農協 源泉徴収税	90,441	88,971	1,470
未収賦課金等			
未収経常賦課金	20,622	44,642	△ 24,020
運営事務所費	12,619	27,031	△ 14,412
斐太地区維持管理費	1,804	1,804	0
矢代地区維持管理費	6,199	15,807	△ 9,608
その他未収金			
未収補助金	105,600	100,584	5,016
未収交付金	3,150,000	0	3,150,000
前 払 金			
前 払 金	21,642	22,176	△ 534
前払保険料	21,642	22,176	△ 534
流動資産合計	4,007,456	4,110,974	△ 103,518
2 固定資産			
(1) 基本財産			
宅地及びその従物			
宅地	88,466,599	88,466,599	0
出資金			
出資金	110,000	110,000	0
えちご上越農業協同組合	100,000	100,000	0
新潟県信用農業協同組合連合会	10,000	10,000	0
基本財産合計	88,576,599	88,576,599	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
所有土地改良施設（土地改良区）	293,095,269	330,960,316	△ 37,865,047
所有土地改良施設（国、都道府県）	788,334,375	878,941,657	△ 90,607,282
土地改良施設用地等			
土地改良施設用地等	78,091	78,091	0
受託土地改良施設使用収益権			
受託土地改良施設使用収益権	3	1	2
財政調整積立金資産			
財政調整積立金資産	141,280,032	149,674,034	△ 8,394,002
職員退職給与積立金資産			
職員退職給与積立金資産	21,919,254	20,419,254	1,500,000
地区除外決済金積立資産			
地区除外決済金積立資産	271,430,468	280,281,332	△ 8,850,864

全会計種別

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
特定資産合計	1, 516, 137, 492	1, 660, 354, 685	△ 144, 217, 193
(3) その他固定資産			
車両運搬具			
車両運搬具	22, 502	292, 502	△ 270, 000
器具 備品			
器具 備品	115, 602	164, 941	△ 49, 339
ソフトウェア			
ソフトウェア	1	1	0
適正化事業拠出金			
適正化事業拠出金	2, 310, 000	708, 000	1, 602, 000
長期未収賦課金等			
経常賦課金	125, 322	200, 648	△ 75, 326
運営事務所費	71, 904	127, 506	△ 55, 602
斐太地区維持管理費	6, 826	6, 436	390
矢代地区維持管理費	46, 592	66, 706	△ 20, 114
その他固定資産合計	2, 573, 427	1, 366, 092	1, 207, 335
固定資産合計	1, 607, 287, 518	1, 750, 297, 376	△ 143, 009, 858
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	1, 611, 294, 974	1, 754, 408, 350	△ 143, 113, 376
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	2, 046, 433	2, 448	2, 043, 985
預 り 金			
預 り 金	90, 441	88, 971	1, 470
賞与引当金			
賞与引当金	1, 322, 993	1, 316, 065	6, 928
適正化事業拠出金短期未払金			
適正化事業拠出金短期未払金	210, 000	210, 000	0
流動負債合計	3, 669, 867	1, 617, 484	2, 052, 383
2 固定負債			
適正化事業拠出金長期未払金			
適正化事業拠出金長期未払金	420, 000	960, 000	△ 540, 000
職員退職給付引当金			
職員退職給付引当金	23, 146, 287	21, 554, 489	1, 591, 798
固定負債合計	23, 566, 287	22, 514, 489	1, 051, 798
負債合計	27, 236, 154	24, 131, 973	3, 104, 181

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取補助金等			
受取補助金	308,746,443	327,272,645	△ 18,526,202
受取交付金	4,322,501	0	4,322,501
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	475,265,431	551,669,012	△ 76,403,581
指定正味財産計	788,334,375	878,941,657	△ 90,607,282
指定正味財産増減	0	0	0
指定正味財産合計	788,334,375	878,941,657	△ 90,607,282
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	788,334,375	878,941,657	△ 90,607,282
2 一般正味財産			
一般正味財産計	795,724,445	851,334,720	△ 55,610,275
一般正味財産合計	795,724,445	851,334,720	△ 55,610,275
(うち基本財産への充当額)	88,576,599	88,576,599	0
(うち特定資産への充当額)	705,883,863	760,993,774	△ 55,109,911
正味財産合計	1,584,058,820	1,730,276,377	△ 146,217,557
負債及び正味財産合計	1,611,294,974	1,754,408,350	△ 143,113,376

令和7年度 役員等の報酬及び費用弁償等について

令和7年度 大江口土地改良区の役員等の報酬及び費用弁償等は下記のとおりとする。

記

(単位:円)

項 目	7年度	6年度	比較増減
報酬(年額)			
・役員			
理事長	900,000	900,000	—
第1職務代行	75,000	75,000	—
会計担当理事	55,000	55,000	—
理事	50,000	50,000	—
総括監事	55,000	55,000	—
監事	50,000	50,000	—
・斐太地区維持管理委員			
用水分区長			
大江口・長森	60,000	60,000	—
三ッ俣・太田・上四ツ屋・内川	35,000	35,000	—
用水副分区長			
大江口・長森	10,000	10,000	—
費用弁償(交通費含む)			
役員・総代・委員			
半日	4,100	4,100	—
1日(8時間)	8,200	8,200	—
労務賃金			
男・女 共 1日(8時間)	8,200	8,200	—
1時間	1,025	1,025	—
機械使用料(1時間当り)			
草刈機・軽トラ・動力噴霧機等	600	600	—

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同 日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一

議案第9号

令和7年度 組合費の賦課徴収について

令和7年度 大江口土地改良区の経費は、下記のとおり賦課徴収するものとする。

記

・賦課基準

(単位:円)

科 目	基準	地目	単 価 (10a当たり)			付 記
			7年度	6年度	増減	
運 営 事務所費	地積割	田畑	1,800	1,800	—	
矢代地区 維持管理費	〃	〃	1,200	1,200	—	
斐太北部地区 維持管理費	〃	〃	1,200	1,200	—	
斐太地区 維持管理費	〃	〃	1,200	1,200	—	施設費 ほ場整備地
			600	600	—	〃 未整備地

- ・徴収方法 本土地改良区が直接徴収する。
- ・賦課基準日 令和7年4月1日
- ・納入期限 令和7年6月30日

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一

議案第10号

令和7年度 積立金の繰替運用について

令和7年度 大江口土地改良区の一般会計予算支出にあたり、下記のとおり積立金を繰替えて運用することができるものとする。

記

繰替可能積立金名	財 政 調 整 積 立 金
繰 替 限 度 額	10,000千円 以内
繰替運用期間	当 該 年 度 内
繰 戻 財 源	賦 課 金 ・ 補 助 金

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一

議案第11号

令和7年度 金銭預入先金融機関について

令和7年度 大江口土地改良区の歳計現金は、下記の金融機関に預け入れるものとする。

記

えちご上越農業協同組合 （ 新井支店 ・ 中郷支店 ）
第四北越銀行 （ 新井支店 ）
新井信用金庫 （ 本店 ）
ゆうちょ銀行 （ 新井郵便局 ）

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

議案第12号

多面的機能支払交付金事業の事務受託について

定款第4条第2項第2号により、妙高市広域協定運営委員会の事務を受託するものとする。

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

議案第13号

令和7年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施について

令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業に加入し、下記の計画に基づき事業を実施し、資金の拠出申し込みをするものとする。

記

単位：千円

施設名 補修内容	事業費	拠出金 費 目	年次別拠出計画					拠出金 合 計	実施 年度
			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
1 89号 排水路 排水フリューム 布設工(飛田)	4,500	事業費	270	270	270	270	270	1,350	10 年度
		事務費	12	12	12	12	12	58	
		計	282	282	282	282	282	1,408	



上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 15日 議決

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

議案第14号

水利施設等保全合理化作業の実施について

下記のとおり事業を実施するものとする。

目 的 渇水対策のため深井戸を新設し、用水量と営農の安定化を図る。
受 益 34.3ha

年度	事業内容	事業費
7	調査設計、用地買収一式	8,000 千円
8	掘削 L=150m、揚水ポンプ、電気工事	72,000 千円
合 計		80,000 千円



上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早津 修一

令和 7年度 一般会計収支予算書

収 入	79,295,000	円
支 出	79,295,000	円
差 引 残	0	円

収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附 記
01 土地改良事業収入	28,353,000	28,390,000	△ 37,000	
01 経常賦課金収入	27,342,000	27,371,000	△ 29,000	
01 運営事務所費賦課金	16,469,000	16,486,000	△ 17,000	
02 斐太地区維持管理費賦課金	4,905,000	4,909,000	△ 4,000	
03 斐太北部地区維持管理費賦課金	1,776,000	1,784,000	△ 8,000	
04 矢代地区維持管理費賦課金	4,192,000	4,192,000		
02 地区除外決済金収入	304,000	304,000		
01 地区除外決済金	304,000	304,000		
03 負担金収入	707,000	715,000	△ 8,000	
01 固定資産税負担金収入	707,000	715,000	△ 8,000	
02 附帯事業収入	3,305,000	1,483,000	1,822,000	
01 他目的使用料収入	1,440,000	1,482,000	△ 42,000	
01 道水路等使用料	1,215,000	1,257,000	△ 42,000	
02 水路使用料	225,000	225,000		
02 手数料収入	1,000	1,000		
01 手数料収入	1,000	1,000		
03 多面的機能支払活動組織業務受託料	1,864,000	0	1,864,000	
01 多面的機能支払活動組織業務受託料	1,864,000	0	1,864,000	
03 基本財産運用収入	469,000	474,000	△ 5,000	
01 基本財産配当金収入	1,000	1,000		
01 出資配当金	1,000	1,000		
02 基本財産賃貸料収入	468,000	473,000	△ 5,000	
01 基本財産賃貸料収入	468,000	473,000	△ 5,000	
04 特定資産運用収入	166,000	48,000	118,000	
01 特定資産利息収入	166,000	48,000	118,000	
01 特定資産利息収入	166,000	48,000	118,000	
05 補助金等収入	18,545,000	3,225,000	15,320,000	
01 補助金収入（国・県補助金）	14,650,000	2,880,000	11,770,000	
01 維持管理適正化事業補助金	6,000,000	2,880,000	3,120,000	
02 補助金収入	8,650,000	0	8,650,000	
02 助成金等収入（市補助金）	3,895,000	345,000	3,550,000	
01 維持管理適正化事業補助金	1,500,000	240,000	1,260,000	
02 電気工作物保安官埋事業等補助金	105,000	105,000		
03 補助金	2,290,000	0	2,290,000	

(単位：円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附 記
06	交付金収入	3,000,000	1,440,000	1,560,000	
01	維持管理適正化事業交付金収入	3,000,000	1,440,000	1,560,000	
01	維持管理適正化事業交付金	3,000,000	1,440,000	1,560,000	
07	雑収入	499,000	199,000	300,000	
01	受取利息配当金収入	1,000	1,000		
01	受取利息	1,000	1,000		
02	過年度収入	62,000	62,000		
01	長期未収賦課金等	60,000	60,000		
02	賦課金外過年度収入	1,000	1,000		
03	過年度修正	1,000	1,000		
03	過怠金収入	1,000	1,000		
01	過怠金収入	1,000	1,000		
04	その他雑収入	435,000	135,000	300,000	
01	その他雑収入	435,000	135,000	300,000	
08	特定資産取崩収入	23,568,000	26,866,000	△ 3,298,000	
01	財政調整積立金取崩収入	12,491,000	13,257,000	△ 766,000	
01	財政調整積立金取崩	12,491,000	13,257,000	△ 766,000	
02	職員退職給与積立金資産取崩収入	1,000	1,000		
01	職員退職給与積立金取崩	1,000	1,000		
03	地区除外決済金積立金取崩収入	11,076,000	13,608,000	△ 2,532,000	
01	維持管理費取崩	8,366,000	12,608,000	△ 4,002,000	
02	事業費取崩	1,710,000	240,000	1,470,000	
03	事務所費取崩	1,000,000	1,000,000		
09	固定資産売却収入	2,000	31,000	△ 29,000	
01	土地売却収入	1,000	30,000	△ 29,000	
01	土地売却収入	1,000	30,000	△ 29,000	
02	車両運搬具売却収入	1,000	1,000		
01	車両運搬具売却収入	1,000	1,000		
10	繰越金	1,388,000	1,479,000	△ 91,000	
01	前年度繰越金	1,388,000	1,479,000	△ 91,000	
01	事務所費繰越金	500,000	500,000		
02	維持管理費繰越金	888,000	979,000	△ 91,000	
合 計		79,295,000	63,635,000	15,660,000	

支出の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附 記
01	土地改良事業費支出	48,775,000	34,230,000	14,545,000	
01	維持管理費支出	13,109,000	18,326,000	△ 5,217,000	
01	斐太地区維持管理費	5,206,000	7,016,000	△ 1,810,000	
02	斐太北部地区維持管理費	735,000	1,778,000	△ 1,043,000	
03	矢代地区維持管理費	5,099,000	7,463,000	△ 2,364,000	
04	農道水路使用管理料	69,000	69,000		
05	農道舗装及び集落内水路整備事業	2,000,000	2,000,000		
02	維持管理適正化事業費支出	10,000,000	4,800,000	5,200,000	
01	維持管理適正化事業費	10,000,000	4,800,000	5,200,000	
03	維持管理適正化事業拠出金支出	6,166,000	6,104,000	62,000	
01	維持管理適正化事業拠出金	6,166,000	6,104,000	62,000	
04	その他事業費支出	19,500,000	5,000,000	14,500,000	
01	災害復旧事業費	5,000,000	5,000,000		
02	県単農業農村整備事業	1,500,000	0	1,500,000	
03	水利保全施設高度化事業	8,000,000	0	8,000,000	
04	渇水対策施設緊急整備事業	5,000,000	0	5,000,000	
02	一般管理費支出	27,443,000	26,448,000	995,000	
01	運営事務費支出	25,894,000	25,130,000	764,000	
01	役員報酬	1,485,000	1,485,000		
02	給料手当	11,635,000	11,473,000	162,000	
03	諸手当	1,356,000	916,000	440,000	
04	賞与支払	4,256,000	4,126,000	130,000	
05	退職金支払	1,000	1,000		
06	福利厚生費	3,275,000	3,256,000	19,000	
07	交際費	50,000	50,000		
08	総代会費	193,000	193,000		
09	会議費	210,000	210,000		
10	旅費交通費	60,000	80,000		
11	通信運搬費	497,000	427,000	70,000	
12	消耗什器備品費	300,000	300,000		
13	印刷製本費	50,000	50,000		
14	支払手数料	100,000	100,000		
15	支払保険料	180,000	200,000		
16	支払負担金等	656,000	634,000	22,000	
17	業務委託費	630,000	664,000		
18	租税公課	860,000	865,000		
19	雑費	100,000	100,000		

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附 記
02 事務所費支出	1,549,000	1,318,000	231,000	
01 修繕費	200,000	200,000		
02 水道光熱費	240,000	240,000		
03 賃借料	1,109,000	878,000	231,000	
03 固定資産取得支出	103,000	103,000		
01 土地取得支出	1,000	1,000		
01 土地取得支出	1,000	1,000		
02 車両運搬具取得支出	1,000	1,000		
01 車両運搬具取得支出	1,000	1,000		
03 器具備品取得支出	100,000	100,000		
01 器具備品取得支出	100,000	100,000		
04 ソフトウェア取得支出	1,000	1,000		
01 ソフトウェア取得支出	1,000	1,000		
04 基本財産積立支出	1,000	1,000		
01 基本財産積立支出	1,000	1,000		
01 基本財産積立支出	1,000	1,000		
05 特定資産積立支出	1,972,000	1,852,000	120,000	
01 財政調整積立金支出	55,000	16,000	39,000	
01 財政調整積立金支出	55,000	16,000	39,000	
02 職員退職給付積立金支出	1,500,000	1,500,000		
01 職員退職給付積立金支出	1,500,000	1,500,000		
03 地区除外決済金積立金支出	417,000	336,000	81,000	
01 地区除外決済金積立金支出	417,000	336,000	81,000	
06 雑支出	1,000	1,000		
01 過年度支出	1,000	1,000		
01 過年度支出	1,000	1,000		
07 次年度繰越金	0	0		
01 次年度繰越金	0	0		
01 次年度繰越金	0	0		
08 予備費	1,000,000	1,000,000		
01 予備費	1,000,000	1,000,000		
01 予備費	1,000,000	1,000,000		
合 計	79,295,000	63,635,000	15,660,000	

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一

議案第16号

賦課金の不納欠損処理について

下記の大江口土地改良区賦課金を欠損処理するものとする。

記

・欠損事由

土地改良法第39条第7項の規定により、その例とされている国税及び地方税の規程(国税通則法第72条)により時効となり、滞納者に納付意思の確認ができないため。

・欠損処理額

(単位:円)

年度	種別	納期限	賦課金	督促手数料	延滞金	合計
R1	一般	R1.6.30	8,549	100	7,142	15,791
合 計			8,549	100	7,142	15,791
備 考 組合員：3名 ・種別 地 目：田・畑 一般：事務所費・維持管理費 地 積：2,934㎡ ・延滞金：3月19日現在						

上記のとおり提案します。

令和7年3月19日 提出 同日 議決

大江口土地改良区
理事長 早 津 修 一